

# ○可茂衛生施設利用組合職員定数条例

昭和56年3月20日  
可茂衛生施設利用組合条例第1号

改正 昭和57年3月20日組合条例第2号  
平成3年3月5日組合条例第1号

昭和58年3月18日組合条例第1号  
令和4年1月7日組合条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項及び第200条第6項の規定に基づき、一般職の職員の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「職員」とは、可茂衛生施設利用組合の管理者、議会及び監査委員の事務部局に常時勤務する地方公務員で、一般職に属するものをいう。

(職員の定数)

第3条 職員の定数は、30人とする。

2 前条に規定する各事務部局への職員の配分については、管理者が各任命権者と協議して定める。

附 則

1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

2 可茂衛生施設利用組合職員定数条例（昭和46年可茂衛生施設利用組合条例第1号）は、廃止する。

附 則（昭和57年3月20日組合条例第2号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月18日組合条例第1号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月5日組合条例第1号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年1月7日組合条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。